

# 平成29年度 事業計画について

## 法定検査事業の展開について

平成28年度は、法定検査受検率の向上対策と浄化槽の信頼性の確保について県廃棄物対策課が主体となり「法定検査あり方検討会」を開催し行政、業界並びに検査機関の三者で協議を重ねてきた。

三者で連携し取り組んで行くには、それぞれの役割と責務を明確化する必要があり、大分県の浄化槽業界の全体的なレベルアップが不可欠であることから、県廃棄物対策課と大分市下水道経営企画課による保守点検事業者への「浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」の周知を行い、新年度においては受検率の向上対策として、県廃棄物対策課と県公園・生活排水課との合同主催により各市町村担当課と「法定検査あり方検討会」の発展形として法定検査の受検率向上対策を検討する合同協議を行う運びとなった。

平成29年度は行政指導の着実な進展が見込めないため、当協会は現有物件の確保と法定検査の受検率向上のため、以下の事業を着実にを行い、検査物件の確保に全力で取り組むべく、以下に本年度の事業項目を定める。

## (1) 検査実施率の向上について

上記により、平成24年度に策定した「長期構想」及び「長期戦略」の見直しを行い、平成29年度目標を以下のように設定する。

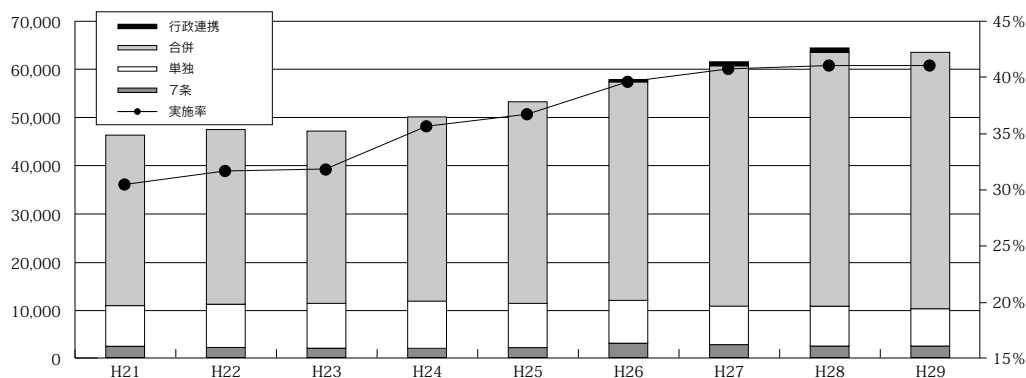
11条検査の実施件数を以下のとおりとし、平成25年度より着手した補助事業物件対策については、引き続き行政連携を密に行いながら実施し更なる検査実施率向上に努める。

平成29年度	法第7条検査		設置基数	法第11条検査		合計
	実施数	実施率		実施数	実施率	実施数
協会事業	2,850基	(100%)	148,381	61,650基	(41.5%)	64,500基

※中・長期計画では64,971件

### 【参考】平成28年度 法第11条検査内訳

協会事業		設置基数	検査基数	検査実施率
	合併処理浄化槽	70,943基	52,289基	73.7%
	単独処理浄化槽	75,570基	8,044基	10.6%
	合計	146,513基	60,333基	41.2%



	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
合併	35,381	36,280	35,896	38,337	41,702	45,130	49,770	52,289	54,032
単独	8,361	8,635	8,766	8,950	8,695	8,374	8,138	8,044	7,668
7条	2,704	2,657	2,693	2,827	2,874	3,117	2,976	2,967	2,850

## (2) 検査件数確保について

行政の着実な行政指導が適わない中、法定検査を確実に実施するための内部体制整備を行うとともに、検査件数を確保するため、以下4項目を重点項目と定め、中・長期計画の見直しを行い、平成32年度(協会40周年)目標達成を目指し取り組む。

## ① 検査編成における消化率の向上と7条検査から11条検査への移行率、100%を目標とする 【企画管理課】

検査編成時の消化率を向上させるために以下の編成を行い消化率の向上を目指す。

- i 月の前半から後半にかけて編成数を落とし、保留物件の再訪を可能とする編成を実施。
- ii 地区担当制として、検査員に編成物件の責任を持たせ拒否・保留物件の減少を行う。
- iii 面談検査希望物件に対し、振替休日制度を活用した編成を行う。
- iv 検査員毎に目標件数を定め、個人目標件数への意識付けを行い達成へ努力する。

## ② 7条検査実施率向上について 【企画管理課】

平成28年度の7条検査における消化率低迷の原因は、依頼書の記載不備による物が多い、連絡先（電話番号等）未記入により案内通知後の事前連絡が取れない物件や使用開始予定日とのずれによる検査予定日の延期対応等が発生したため、以下の対策を行う。

- i 7条検査物件の管理担当者を定め、物件の把握と進捗管理を行う。
- ii 使用開始報告書の提出の徹底を行政と大分県水処理事業協同組合へ求めていく。
- iii 届出書類の記入不備等の是正を施工業界へ、届出時の着実なチェックを行政へ求めていく。
- iv 使用開始不明物件については依頼書受付月の2ヶ月経過後に直接の確認連絡を行う。

## ③ 現有物件の確保について 【検査推進課】

### i 検査保留物件の減少対策

保留発生率は、11条検査でH28年度4.8%であり、H29年度は3.5%まで削減を行うため、下記の対策を行う。

- ・週ごとに検査保留分の集計を行い、各上長による物件の精査を行い次回確定する。

### ii 検査拒否物件の減少対策

拒否発生率は、11条検査でH28年度2.2%であり、H29年度は1.7%まで削減を行うため、下記の対策を行う。

- ・週ごとに検査拒否分の集計を行い、各上長による物件の精査を行い物件確定する。
- ・物件精査後、再アタックと判断された物は上長へ編成し再確定後に行政指導へ。

### iii 月次拒否対策

拒否物件への指導をさらに強化し、検査依頼が無かった地域等も含め行政と協力し拒否物件の検査依頼増加を目指す。

本年度は、受付時の物件内容の精査を強化するとともに、受検意思確認を徹底し現有物件の確保に努力する。

また、拒否削減には、「大分県浄化槽管理台帳システム」を活用した行政による早期の指導、さらに繰り返し拒否物件も発生していることから、行政の継続指導の強化を求める。

## ④ 受検率向上対策について 【検査対策課】

### i 行政主導による補助事業で設置された浄化槽の受検率向上対策（全体実施率85%目標）

- ・未受検者への受検指導対策を行うため、担当行政との連携を強化し検査実施へと繋げる。
- ・年度当初に最新未受検者データを行政報告

### ii 大分市以外の21人槽以上未受検物件の11条検査実施率向上

- ・協会勧奨後に最新未受検者データを行政報告。
- ・担当行政と連携し、大分市以外の21人槽以上未受検物件の受検率向上対策を図る。

### iii 大分市に於ける11人槽以上合併処理未受検物件の受検率向上対策

- ・協会勧奨後に最新未受検者データを行政報告。
- ・大分市と協調し11人槽以上合併処理未受検物件管理者への受検指導の協力をを行い、検査実施へと繋げる。

### iv 大分市に於ける10人槽以下合併処理補助事業外設置物件11条検査の受検率向上対策

- ・協会勧奨後に最新未受検者データを行政報告。
- ・大分市に於ける5～10人槽合併処理補助事業外設置物件をターゲットに、大分市と協調し受検率向上を図る。

### v 一定期間以上未受検物件対策（協会勧奨）

- ・協会勧奨後に最新データを行政報告。
- ・一定期間以上未受検となっている物件について状況を精査し、検査実施へと繋げる。

# 平成29年度 事業計画について

## (3) 精度管理と併せた検査員の資質強化

【検査推進課－技術開発課】

各種精度管理規程に基づく法定検査関係諸規定（平成 29 年 4 月 1 日施行）の整備をさらに進め、計画的に検査員の教育訓練を実施し、検査体制の強化並びに精度向上を図る。

- ① 精度管理規程に基づく作業標準書の作成及び遵守。
  - ・ 検査業務を見直し、より信頼される検査を実施する体制の構築と効率化を行う。
- ② 検査員の技術力向上・維持を図る。
  - ・ 職員内部研修会（検査員研修会）の計画的な開催
- ③ 検査結果書の精度を担保する。
  - ・ 検査効率、精度の向上を図る為のシステム改修等の改善活動を行う。

## (4) 協会内部協力業務

### ① 未収金対策

【経理課－検査推進課】

平成 25 年度より未収金物件についても通常検査編成を行い、浄化槽における維持管理の必要性、併せて法第 11 条検査の役割について説明を行うとともに未収金回収に努めてきたところである。現状課題としては、未収金が残存する物件が受検拒否となった場合の取り扱い等についてさらに精査し、行政との連携強化を図る。

### ② 協会基幹システムの構築

【技術開発課】

現在利用している協会基幹システムの機能と業務内容に乖離が発生している為、平成 28 年度は各業務の流れ及び帳票の精査等を行った。

平成 30 年度の新システム稼働に向け、平成 29 年度は個人情報保護、災害発生時のデータ保護、大分県浄化槽管理台帳システムとの互換性、及び業務の効率化を目的とし協会基幹システムの構築を行う。

### ③ 業界との連携 一部会活動の活性化

【技術開発課】

- i 浄化槽の信頼性確保のため、浄化槽ユーザーの視点に立った施工・保守点検・清掃を部会活動から見出し、「大分県版浄化槽の設計・施工マニュアル」の構築に向けた取り組み及び「保守点検業の登録に関する条例の行政処分要領」への対応を図る。
- ii 環境省から示された基本検査への対応として、行政との「大分県浄化槽管理台帳システム」を基軸に協会基幹システムの構築を行い、将来の導入に向けた施策を講じる。
- iii 浄化槽の信頼性確保を目的に、総務企画課と連携し、賛助会員向けの各種研修会・講習会の開催、及び行政と連携した生活排水処理に係る研修会・講習会等に講師を派遣し各業界の技術力向上の支援を行う。  
また施工、保守点検、清掃、法定検査の情報一元化に向け、部会等と協議を行い構築に向けた準備を行う。

### ④ 行政との連携

【協会内部協力】

平成 29 年度は、行政機関を主体とした「浄化槽県関係者連絡会議（仮称）」にて浄化槽による生活排水処理対策、並びに法定検査の受検率向上についての施策を見出す。

また、平成 27 年度より、廃棄物対策課及び浄化槽事務権限を有する行政機関と、指定検査機関において、「大分県浄化槽管理台帳システム」が運用開始し、平成 28 年度は県への移管となった。引き続き、本システムを活用し浄化槽設置台帳の整備を行政と連携し行う。

## 【長期戦略】

法定検査の使命は、浄化槽管理者へより良い放流水質を担保するための助言、既存浄化槽の現状・実態を行政報告することによる不適正浄化槽の早期改善及び実態調査にあると心得、長期構想及び平成 25 年度からの取り組みを基軸とし、平成 35 年度末に法第 11 条検査実施率 60%を目標とした戦略を立てたが、平成 29 年度は平成 28 年度の実績に基づき、中・長期計画の見直しを行うため、平成 29 年度の中・長期計画の見直しに合わせた目標設定とする。

### ① 補助金施設における法第 11 条検査実施率 85.0%の達成

平成 25 年度より、3 か年計画で着手している補助金未受検物件ローラーの、最終目標達成を平成 28 年度と定めたが到達には至らず、今年度も継続し実施率 85.0%以上を目指す。

### ② 補助金外物件の合併処理浄化槽における受検率向上対策

平成 29 年度より、補助金外の合併処理浄化槽を合併処理浄化槽の未受検対策を行い、平成 31 年度末において実施率が 85.0%以上としていたが、平成 29 年度の中・長期計画の見直しに合わせた目標設定とする。

### ③ 21 人槽以上の単独処理浄化槽における検査実施率の向上対策

平成 28 年度は、大分市において 21 人槽以上の単独処理浄化槽の実施率の向上対策の協議を行ってきた。この大分市の取り組みを発展させ全県下において平成 35 年度末法第 11 条検査実施率 60%を目指すとしていたが、平成 29 年度の中・長期計画の見直しに合わせた目標設定とする。

### ④ 中・大規模浄化槽の受検率強化

現在 51 人槽以上の合併処理浄化槽の受検率は平成 27 年度末で 65.2%である。中・大規模浄化槽から排出される処理水については、生態系に大きく影響するため、今後は行政と連携して 100%達成を目指す。

## 【水質検査部関係】

### (1) 水質検査事業について

【収益事業】

毎年、大分県内でも浄化槽の新設は行われているが、そのほとんどは小型合併処理浄化槽であり、水質汚濁防止法や瀬戸内海環境保全特別措置法の規制対象となる大型の浄化槽の数は多くない。また下水道接続や使用の休廃止による減少もあり、対象基数の継続的な増加も多くは見込めない。このような状況下において他の検査機関との競合等もあり、事業を取り巻く環境は大変厳しいものとなっている。平成29年度は以下のとおりの事項を定め、更なる水質検査事業の実施と検査精度の向上を図るものとする。

### (2) 検査実施目標について

【収益事業】

平成27年度に策定した水質検査部長期計画に基づいて、目標件数を以下のように設定する。

#### ① 依頼分析目標件数

	平成28年度 目標件数
浄化槽	6,367件
その他	120件
処理場	36件
合計	6,523件



	平成29年度 目標件数
浄化槽	6,584件
その他	200件
処理場	36件
合計	6,820件

※分析依頼条件が異なるため、目標件数は、参考数値とする。

#### ② 法定検査BOD件数(法定検査部事業計画による)

	平成28年度 目標件数
法定検査関係 BOD検査	63,300件



	平成29年度 目標件数
法定検査関係 BOD検査	64,500件

### (3) 外部依頼検査について

長期計画に基づく目標件数の増加分に対しては、水質検査の規制対象となる大型浄化槽の設置状況の確認等を実施し、それらの情報を基とした持込み業者に対する依頼の働きかけに努める。併せて当協会にて測定を実施していない物件に対する依頼の働きかけにも努める。

### (4) 精度管理について

#### ① クロスチェックの実施について

外部機関によるクロスチェック等に関して、参加可能な測定項目が実施される場合は進んで参加するよう努める。またBODなど重要と考えられる項目に関しては、同一試料に関して他機関への測定も同時に行い、測定値の比較を行う。

#### ② 内部での管理(継続事項)

測定マニュアルや実務内容の精査を行い、測定の精度や効率に関する改善に努める。また、職員に対する測定技術の向上を目指し、同一試料の測定を行う等の定期的な研修等の実施に努める。

### (5) 調査・研究等業務の検討について

浄化槽の調査・研究に関する取り組みを行い、研修会等で発表を行う。

### (6) 浄化槽指導要綱への水質条項の記載について

浄化槽の維持管理の一環として、放流水の排水量が50m<sup>3</sup>以下の施設であっても、事業所や旅館・飲食業等汚染負荷が高くなる恐れのある施設においては、放流水の量の計測及び水質検査を行うよう大分県浄化槽指導要綱に明記するよう働きかけを行う。



# 平成29年度 事業計画について

## 【総務部関係並びにその他の事業】

### 【小型合併処理浄化槽機能保証制度について】

本制度は、浄化槽の信頼性確保の為、機能異常が生じた場合にその原因者を明らかにし、補修等の措置を速やかに確保するとともに、原因者が特定できない場合など原因者による措置を講じることが著しく困難である場合に、(一社)全国浄化槽団体連合会に設けられた保証基金によりその補修に要する費用を支出する瑕疵担保制度である。

平成25年度より保証期間が10年間に延長されたにもかかわらず、十分に活用されていない。また、補助金申請の見直しと単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替えが進まない状況にある。

しかしながら、浄化槽の信頼性確保の観点から、引き続き設置転換促進事業と併せて受理件数の増加に取り組む。

【収益事業】

—継続事業—

### 【河川流域会議との連携並びに全県啓発について】

生活排水処理の遅れと浄化槽法定検査受検率の低迷を招いている原因は、生活排水に対する県民の意識が希薄であり、かつ浄化槽管理者が法的義務を知らない、あるいは知っていてもその重要性を十分理解していないことから、大分県が主要河川を対象に進める『豊かな水環境創出事業』を受けて発足した水環境に関わる団体などが連携して実施する環境保全活動との協力体制の構築に取り組む。

平成29年度から新たに立ち上げる「市町村連絡会議(仮称)」を母体に、主要河川流域市町村における生活排水処理率の現状や設置された浄化槽に対する維持管理の重要性などを、各市町村と連携して地域の実情にあった回覧板周知、広報誌への掲載、地区説明会の開催、浄化槽管理者の責務に関する啓発活動を行う。

【公益事業】

—継続事業—

### 【設置転換(単独から合併への転換促進)助成事業等について】

既設の単独処理浄化槽の廃止・転換は全国的な課題であり、本県においてもそれらが進捗しているとは言い難い。その原因として、単独処理浄化槽ユーザーから見て転換するメリットより、設置費用や維持管理費用が高くなる等、デメリットの方が大きいと認識されていることがあげられる。

また、既設の単独処理浄化槽は適正な維持管理がなされていない施設が多く、法定検査の受検率が低いためその実態も把握されていないのが現状であり、法定検査受検者と未受検者との不公平感が生じる要因となっている。転換を促進するには、合併処理浄化槽への転換費用や維持管理費の個人負担を出来るだけ軽減させる必要があり、住民目線に立った行政サービスが実施されるためには、適正な生活排水処理の推進を県や各市町村へ働きかけることが重要である。

また、各市町村が行っている『小型合併処理浄化槽補助金制度』や県の『生活排水処理施設整備推進事業』等による個人負担の軽減策と併せて、平成26年度より新規事業として取り組んでいる協会独自の『設置転換促進事業(単独から合併への転換に対する補助金)』を継続し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進させ、合併処理浄化槽の法定検査受検率の100%を目標とする。また、行政が主となり、設置・維持管理のできる市町村設置型による浄化槽の整備を各市町村へ働きかけを行う。

【公益事業】

—継続事業—

### 【要望活動について】

平成29年度においては、浄化槽事務権限移譲市ならびに浄化槽の適正な維持管理についての指導等が不十分な市町村に対し、合併処理浄化槽の更なる整備促進と法定検査受検率向上のための連携強化について、積極的な要望活動を実施する。

【公益事業】

—継続事業—

### 【業界関係者への研修会・講習会の開催について】

近年では、各浄化槽メーカーから発売される新型の浄化槽が多様化し、これらに対応する技術研修会の開催を要望する声が部会会員から多く寄せられ、その必要性が増している。協会でも各部会会員ならびに関係団体と協力し、各種研修会・講習会の開催、及び行政と連携した生活排水処理に係る研修会・講習会等を企画し実施する。

【公益事業】

—継続事業—

### 【環境学習関連について】

次世代を担う小学生を対象に、水質汚濁の原因である生活排水の処理、及び浄化槽の維持管理の必要性について広く認識させることにより、浄化槽の認知度の向上と将来の水環境の保全を図る。

#### —環境出前授業—

各小学校に出向き、生活排水の処理について水環境の保全の観点より授業を行う。対象は前年度同様、浄化槽を設置している小学校に限定し、大分県内で15校程度実施する。

また、平成23年度からの授業経験を基に授業内容の充実を図り、浄化槽を通じて子どもたちに身近な水環境に対する深い興味・関心を持たせる。

【公益事業】

—継続事業—

【公益事業】

【浄化槽講習会（地区説明会）について】

—継続事業—

浄化槽の構造・処理のしくみ及び維持管理の必要性を広く県民に周知することで、浄化槽の信頼性向上を図り、公共用水域の保全を目的に、各講習会、説明会への講師派遣をするとともに、講師の育成を行う。

① 浄化槽維持管理講習会

浄化槽新規設置者ならびに法定検査受検拒否者に対し、各保健所・保健部及び権限移譲市が行う講習会に講師派遣を行う。開催時期及び招集方法等について行政と協議を行ない、効果的な講習会をめざす。

平成 28 年度実績は、2 市（大分市・津久見市）12 会場

② 浄化槽地区説明会

法定検査業務の集計により、法定検査拒否地区及び合併処理浄化槽の整備が遅れている地区等に対し、行政主導の地区説明会へ講師派遣を行う。

【その他の事業】

【公益事業】

1 職員の資質向上のための教育訓練の実施

—継続事業—

指定検査機関としての信頼性を確保するため、次に掲げる教育訓練を計画・実施し、職員の資質向上を図る。

- (1) 全国浄化槽技術研修集会等の学会に職員を積極的に参加させ、最新の技術や情報を得ることにより業務改善に役立てる。
- (2) 外部研修や講師派遣サービス等を利用し、職員に業務上必要なスキルを習得させる。
- (3) 定期的に安全運転講習会や人権研修等を実施し、職員の資質向上を図る。
- (4) その他、業務上必要な教育訓練を実施する。

2 エコアクション 21 について

—連携業務—

平成 25 年度取得したエコアクション 21 については、環境方針に沿った行動をより明確にし、職員の意識が水環境に偏ることなく、環境全般を常に意識するよう行動し、社会的な責務と公共的な使命を常に果たすことに取り組む。

3 表彰者の推薦について

—連携業務—

協会理事長表彰をはじめとし、大分県知事表彰、全浄連会長表彰、環境大臣表彰等の推薦を推進する。

4 事業活動の広報活動について

—継続事業—

機関誌「環境おおいた」を年 2 回発行し、賛助会員及び関係機関に有用な情報を提供するとともに、TV コマーシャルや新聞等のマスメディアを活用し、広く県民に対し浄化槽に関する正しい知識の普及を図る。また、ホームページの内容を定期的に見直し、閲覧者の照会要求に応えられるよう努める。